平成２８年（フ）第４８６号
岡山市北区下足守1946番地、住民票上の住所
岡山県和気郡和気町田土1330番地
債務者　時延　満子
1　決定年月日時　平成28年12月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月22日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２５５５号
横浜市旭区若葉台３丁目７番902号
債務者　千葉　博
1　決定年月日時　平成28年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月17日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１０２４号
東京都小平市花小金井６丁目20番３号花小金井ハイツＳＳＳ
債務者　小林　高行
1　決定年月日時　平成28年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月17日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月17日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第３４号
愛媛県喜多郡内子町五十崎甲1620番地１　新上村団地２号
債務者　森岡　みわ
1　決定年月日時　平成28年12月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月17日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月17日午前10時20分
松山地方裁判所大洲支部

平成２８年（フ）第３５号
愛媛県大洲市平野町野田乙687番地44
債務者　田上　明美
1　決定年月日時　平成28年12月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月17日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月17日午前10時
松山地方裁判所大洲支部

平成２８年（フ）第５３０号
栃木県小山市粟宮２丁目１番10号　コーポエム202号室、前住所栃木県下都賀郡野木町大字中谷369番地３
債務者　篠崎　定子
1　決定年月日時　平成28年12月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月20日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月17日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第２５０１号
横浜市瀬谷区阿久和西２丁目38番地１　ハイツ向原Ａ―205
債務者　石原　好（旧姓清水）
1　決定年月日時　平成28年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月22日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第６５号
栃木県小山市大字大行寺257番地、従前の住所栃木県小山市大字立木1475番地
債務者　福田　新一
1　決定年月日時　平成28年12月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月27日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月28日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２８年（フ）第２３７４号
神奈川県藤沢市片瀬２丁目19番24号　コーポ諏訪Ｂ―106
債務者　池田　健
1　決定年月日時　平成28年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２４４２号
横浜市中区扇町４丁目12番地５　ミランダコーポ２　204号室、住民票上の住所横浜市中区扇町４丁目12番地５　ミランダコーポ204号室
債務者　今野　英昭
1　決定年月日時　平成28年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第４７３７号
大阪府豊中市刀根山３丁目４番５号
債務者　安本藤太郎
1　決定年月日時　平成28年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月１日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月10日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４８６１号
大阪府豊中市稲津町２丁目15番12―103号
債務者　久保　仁志
1　決定年月日時　平成28年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月１日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月10日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４８６２号
大阪府豊中市稲津町２丁目15番12―103号
債務者　久保　留美
1　決定年月日時　平成28年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月１日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月10日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４９４１号
大阪市此花区伝法１丁目１番１―208号、前住所大阪市此花区春日出中１丁目４番12―404号
債務者　佐伯　義裕
1　決定年月日時　平成28年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月１日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月10日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４９４２号
大阪市此花区伝法１丁目１番１―208号、前住所大阪市此花区春日出中１丁目４番12―404号
債務者　佐伯　**徳**弘
1　決定年月日時　平成28年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月１日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月10日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部